医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき

厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百八十二号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第四十九条第一項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第

四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品 (平成十七年厚生労働省告示第二十四号)の

部を次の表のように改正する。

令和七年十月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改 正 後	改 旧
ては、次に掲げるものに限る。 剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっ類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ人 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩ー~七 (略) のを除く。) れている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないも次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とさ	ては、次に掲げるものに限る。 剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっ類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ人 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩ー~七 (略) のを除く。) 九くの医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないも次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とさ
(82) フボノルゲストレル。ただし、医薬品、医療機器等の品質(I)~(82) (略)	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
十六年厚生省令第一号)第十四条第一項に規定する医療用医、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三	
(882) (280) (280) (280) (280) (280) (280) (280) (280) (280) (28	(1539) (1260) (239)
九 (盤)	え (を)